

2022年6月14日

株 主 各 位

神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号  
神戸電鉄株式会社  
代表取締役社長 寺 田 信 彦

### 第147回定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日開催の当社第147回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご案内申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 報 告 事 項              | 1. 第147期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件<br>本件は、上記内容を報告いたしました。<br>2. 会計監査人および監査役会の第147期連結計算書類監査結果報告の件<br>本件は、上記内容を報告いたしました。 |
| 決 議 事 項<br>第 1 号 議 案 | 定款一部変更の件<br>本件は、原案のとおり承認可決されました。変更の内容につきましては、後記の定款新旧対照表をご参照ください。  |
| 第 2 号 議 案            | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件<br>本件は、原案のとおり承認可決されました。<br>（重任）寺田信彦、岸本和也、津山裕昭、楠 守雄、糟谷昌俊、中西 誠、畑 栄一、松本修治<br>なお、楠 守雄、糟谷昌俊は、社外取締役です。                   |
| 第 3 号 議 案            | 監査等委員である取締役3名選任の件<br>本件は、原案のとおり承認可決されました。<br>（新任）藤原芳明、野崎光男、今井陽子<br>なお、野崎光男、今井陽子は、監査等委員である社外取締役です。   |

- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。  
(選任) 奥田雅英  
なお、奥田雅英は、補欠の監査等委員である社外取締役です。
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
本件は、原案のとおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、月額18百万円以内(うち社外取締役2百万円以内)とすることが決定しました。
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
本件は、原案のとおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬額を、月額3百万円以内とすることが決定しました。

以 上

定 款 新 旧 対 照 表

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれにあたる。</p> <p><u>取締役社長</u>が支障のあるときは予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会<u>参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は<u>代表取締役</u>がこれにあたる。</p> <p><u>代表取締役が複数のときまたは代表取締役が支障のあるときは予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(削 除)</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会においてこれを選任する。</p> <p>取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任については累積投票によらない。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p><u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、5名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって当会社を代表する取締役を選定する。</p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役の中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から当会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(相談役)  <u>第23条 取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)  <u>第24条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の7日前までに発しなければならない。</u>          但し、特に必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>第25条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集)  <u>第23条 取締役会招集の通知は、各取締役に対して会日の7日前までに発しなければならない。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)  <u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)  <u>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>

旧 定 款	新 定 款
<p>第26条 (省 略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第29条 <u>監査役は株主総会においてこれを選任する。</u>  <u>監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u>  <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(常勤の<u>監査役</u>、<u>常任監査役</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p><u>監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会</u>招集の通知は、各<u>監査役</u>に対して会日の7日前までに発しなければならない。</p> <p>但し、特に必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役会</u>の運営に関する事項については、法令または本定款に定めがない事項は、<u>監査役会</u>の決議によって定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第35条 }  } (省 略)  第38条 }</p>	<p>(常勤の<u>監査等委員</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定<u>することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>招集の通知は、各<u>監査等委員</u>に対して会日の7日前までに発しなければならない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>の運営に関する事項については、法令または本定款に定めがない事項は、<u>監査等委員会</u>の決議によって定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第32条 }  } (現行どおり)  第35条 }</p>



旧 定 款	新 定 款
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	

## 取締役および執行役員人事について

本総会終了後の取締役会の決議により、2022年6月14日現在の当社の役員体制は、次のとおりとなりました。

代表取締役社長	寺田信彦
代表取締役 専務執行役員	岸本和也
取締役 常務執行役員	津山裕昭
取締役 常務執行役員	中西誠
取締役	楠守雄
取締役	糟谷昌俊
取締役 執行役員	畑栄一
取締役 執行役員	松本修治
取締役 監査等委員（常勤）	藤原芳明
取締役 監査等委員	野崎光男
取締役 監査等委員	今井陽子
執行役員	森兼浩

(注) 楠守雄、糟谷昌俊、野崎光男、今井陽子の4氏は社外取締役であります。